

令和5年度 山口県住宅環境改善支援事業補助金のご案内

県では、岩国基地への米軍空母艦載機の移駐による騒音の影響が懸念される地域での定住を促進するため、エアコンや断熱サッシの取付け・取替えについて、補助金を交付します。

令和5年度募集期間

令和5年4月3日(月)～令和6年1月31日(水)

※ 令和6年度以降も事業を継続する予定(具体的な期間は、決まり次第お知らせします)

補助対象の住宅

- 次の対象区域に居住し、裏面の要件を満たす場合に補助対象となります。
 なお、中国四国防衛局が行う住宅防音工事の対象住宅は本補助金を受けることができません。
- 申請者又は申請者の配偶者若しくは2親等以内の同居親族が所有し、実際に申請者が居住する住宅が補助対象です。アパートなどの借家(※)、事務所・店舗等は対象外です。
- ※ 市町の空き家バンク事業の登録家屋の場合は、エアコン設置を補助対象としています。

※ 新築工事の都合により期間中の申請が困難な場合や補助対象要件の確認などご不明な点は、裏面の県岩国基地対策室又は市町申請窓口にご相談ください。

対象区域

岩 国 市	周防大島町	和 木 町
通津、長野、由宇町、 柱島、端島、黒島 の全域	全 域	全 域

補助金額

裏面のとおり(1戸当たりの補助金上限はエアコンとサッシの補助を合わせて30万円)

※ これまでに、本事業の利用により補助上限(30万円)や上限台数・箇所数に達しておられる方は、更なる補助を受けることは出来ません。

申請上の注意

- ☆ 工事は、山口県内に本店、支店、営業所等が所在する施工業者に依頼してください。
- ☆ 交付申請書等は裏面の市町申請窓口で配布しています。
 県岩国基地対策室ホームページでも交付申請書等のファイルをダウンロードできます。
 ホームページ <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a109002/index/index.html>
- ☆ 交付申請書に必要書類を添付し、裏面の市町申請窓口へ持参又は郵送等により提出してください。 ※ 申請書への押印は不要です。
- ☆ 交付申請書の審査後、県から申請者あてに交付決定通知書を郵送します。
- ☆ 工事は、交付決定通知書が届いてから行ってください。
- ☆ 実績報告書は出来る限り令和6年2月末まで、止むを得ない事情等ある場合は、遅くとも令和6年3月31日までの提出が必要です。

《本補助金は、再編関連特別地域整備事業(防衛省)により実施しています》

○補助対象となる工事

新築住宅も含め、取付(取替)工事は、必ず「補助金の交付決定通知」が到着した後に行ってください。※ 交付決定前に工事を行うものは、対象外となります。

エアコンの補助

【補助の対象】

- ・新規設置(新築住宅への設置も含む)する場合
- ・既存エアコンの設置後6年以上が経過(※)し、作動不良や機能低下があり、交換設置する場合

※製造年は保証書や室外機に貼ってあるシールなどで確認ください。



※部屋の広さと冷房能力を比較し、金額の低いほうが補助額となります。

【補助台数】

お住まいの人数	上限台数
1人	1台
2人以上	2台

【補助額】

部屋の広さ(冷房能力)	1台当たり(上限)
6畳以下(2.2kw)	41,000円
8畳以下(2.5kw)	50,000円
10畳以下(2.8kw)	55,000円
10畳を超える(3.6kw~)	63,000円

サッシの補助

【補助の対象】

- ・住宅の新築に当たり、断熱能力があるサッシを設置する場合
- ・現在、取り付けている断熱能力を有しないサッシ(単板ガラス、シングルガラス)を断熱能力があるサッシに取り替える場合
- ・既存のサッシの内側等に、追加で断熱能力を有するサッシを取り付ける場合
- ・設置から10年以上経過し、開閉不良やがたつき等がある断熱能力があるサッシを取り替える場合



【箇所数】

お住まいの人数	上限箇所数
1人	1室まで、2箇所まで
2人	2室まで、4箇所まで
3人	3室まで、6箇所まで
4人以上	4室まで、8箇所まで

【補助額】

サッシの面積	1箇所当たり(上限)	
	新設	取替
0.9㎡未満	10,000円	27,000円
0.9㎡以上1.6㎡未満	20,000円	44,000円
1.6㎡以上3.0㎡未満	30,000円	64,000円
3.0㎡以上	50,000円	99,000円

〈実施者、問い合わせ先〉

山口県岩国基地対策室 電話 083-933-2349

〈申請窓口〉

岩国市基地政策課	0827-29-5024
由宇総合支所地域振興課	0827-63-1111
通津出張所	0827-38-1001
柱島出張所(中山間地域振興課)	0827-29-5012
周防大島町総務課	0820-74-1000
和木町都市建設課	0827-52-2197